

知的財産の果実を得るために

NTTアドバンステクノロジー株式会社
知的財産事業本部 理事 本部長 澤井 敬史

Takashi Sawai
Associate Vice President
General Manager
Intellectual Property Business Headquarters
NTT Advanced Technology Corporation

2月の小泉首相の施政方針演説で知的財産の重要性が謳われ、それを受け7月には知的財産戦略会議から知的財産戦略大綱が出され、「知的財産立国」を目指して2005年度までに各種施策が展開されることになった。これは、資源の乏しい日本にとって「知価」を基に国富を豊かにしようとの意思表示である。

この背景には、四つのボーダレス化があると思われる。第一は経済のボーダレス化である。言うまでもなく今日においてはビジネスがグローバルなものであり、また電子商取引のように瞬時に国境を越える形態も現れてきている。このような状況下で、国境を跨るビジネスモデル特許や国際裁判管轄といったように、一国だけでは簡単に答えの見出せない課題が浮上している。第二は技術のボーダレス化である。コンソーシアム型のデファクトスタンダードは、複数の企業が商品を世に出すために技術の融合化を目指した一例と捉えることもできる。また、基礎研究成果の産業への利用促進を図るべく、産学連携の動きが加速している。これらの成功の鍵は、カルチャーが異なる組織間で知的財産の取り扱いに関する合意を上手に形成出来るか否かである。第三は雇用のボーダレス化(流動化)である。終身雇用が崩壊しつつあり、組織と個人の関係に変化が生じてきている。職務発明を巡る争いは、労務問題が形を変えて出現した典型例である。また、企業においては頭脳を求めて海外へのR&Dシフトさえ起こり始めている。これらは、人の流動化を前提にした知的財産の管理の見直しを企業に求めている。第四は企業形態のボーダレス化である。企業が選択と集中の経営を進める中、M&Aや事業のスピンオフが行われ、また社内カンパニー制度の導入、持株会社制度の採用など、多彩な企業形態が模索されている。これらに伴い、知的財産の評価や合目的な権利移転などの重要性が増している。

このような課題への処方箋を作成するにあたっては、国と企業、司法と行政、組織と個人、事業収益と知的財産収益、国益と国際調和など、いくつかの視点を考えておくことが大切である。企業はその存続のためには安い労働力や創造性ある人材を求めて海外シフトも辞



さない状況であり、国としては企業活動の拠点が流出しないような魅力ある税制など諸制度の充実に知恵を出すことが必要である。事後監視・救済型の社会を目指す司法制度改革の理念の下では、紛争の迅速かつ一回的解決を図るべく侵害訴訟において権利有効性の判断を行えるようにするなど、司法と行政の役割分担の大胆な見直しが必要である。個人の能力と組織力がバランスよく機能し産業の発展に寄与するためには、リスクとリターンに応じた多様な契約が従業者と使用者との間で自由に結べるように、職務発明制度を改善することが必要である。知的財産は事業収益を継続的に上げるために使われるのが基本であるが、副産物としての知的財産収益を高める観点からは、知的財産の利用を促すような信託などの途を拓くことも一考に値する。日本が世界に先駆けた電子出願の実績と膨大に蓄積された電子的技術情報を、コスト削減と審査促進の観点に立ち、国益と国際調和のために活用する方策を講ずるべきである。いま求められているものは、知的財産制度に限定されたものではなく、省庁間や司法・行政の枠を超えた法制度全般にわたる横断的な対策である。規制緩和など様々な面で起きているパラダイムシフトの先にある社会像を見据え、上述したような視点から制度的環境を変革していく具体策が今後打ち出されることを期待している。

そしてこれに呼応して何よりも大切なことは、企業等が知的財産の源泉である創造的な技術を生み出し続けていくことである。経験的に言えば、革新的な技術が世の中に商品やサービスとなって具現化するまでには、早くても11年プラスマイナス2年の年月が必要である。また、革新的なものは得てして本流ではなく傍流の技術開発から生まれてくるものでもある。そういう意味では、富という知的財産の果実を得るためには、当然のことであるが、技術革新へのあくなき挑戦と有用技術を見抜く目利きがますます重要になってくるであろう。

前 NTT知的財産センタ所長
日本知的財産協会 前理事長